

## 広島県安芸郡府中町との災害時相互応援協定の締結について

### 1. 協定の名称

出雲市・府中町災害時相互応援協定

### 2. 協定の相手方

広島県安芸郡府中町

### 3. 協定の目的

大規模な災害が発生し、出雲市又は府中町が被災した場合に、相互の要請に応え応援を行うことで、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるようすることを目的とする。

### 4. 応援の内容

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 応急対策等に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) (1)~(4)のほか特に要請がある事項

### 5. 協定締結日

令和5年12月25日

### 6. 参考（府中町の概要）

面積：10.41 km<sup>2</sup>

町域：東西 4.18 km、南北 5.20 km

人口：52,694 人（23,944 世帯）

※R5.12.1 住民基本台帳人口

特徴：

- ・周囲を広島市に囲まれた安芸郡の飛び地
- ・原子力災害時における出雲市（鳶巣地区）の広域避難先



# 出雲市・府中町災害時相互応援協定書（写）

出雲市と府中町（以下「協定市町」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が応急対策等を円滑に遂行できるように、被災市町の要請に応じて、相互に応援を行うために必要な事項を定めるものとする。

## （要請）

第2条 協定市町は、大規模災害が発生し被災市町から応援要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するように努めるものとする。

## （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急対策等に必要の職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 応急対策等に必要の資機材の提供
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

## （応援要請の手続き）

第4条 協定市町は、大規模な災害が発生した場合に応援を要請しようとするときは、電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙1により応援要請を行うものとする。

2 協定市町は、前項の応援要請を受け応援を行うときは、電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙2より応援内容を通知する。

## （応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 被災市町に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合においては、応援しようとする市町（以下「応援市町」という。）が自らの判断により応援できるものとする。この場合において、別紙3により応援内容を被災市町に通知するものとする。ただし、連絡が困難な場合は事前に通知することを要しない。

## （応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市町が協議して別に定めるものとする。

### (災害補償等)

第7条 第3条に定める応急対策等に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援市町が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えたときは、その損害が被災市町への往復途中において生じたものを除き、被災市町がその賠償の責務を負うものとする。

### (広域避難計画に関する事項)

第8条 島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合における広域避難に関し、広島県と島根県との間の「原子力災害時等における広域避難に関する協定」に定めのある事項については、広域避難に関する広島県と島根県の協定を適用する。

### (連絡体制)

第9条 協定市町は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、連絡担当部署、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を年1回交換し、相互に連絡体制を確立するものとする。

### (情報の交換)

第10条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

### (協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

### (効力の発生)

第12条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町は署名の上、各1通を保管するものとする。

令和5年12月25日

島根県出雲市今市町70番地  
出雲市  
出雲市長 飯塚 俊之

広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号  
府中町  
府中町長 佐藤 信治